

目次

第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No.1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No.2 : (//) 契約の申込みと成立
- No.3 : (//) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No.4 : (//) 契約の変更
- No.5-1 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No.5-2 : (//) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -
- No.6 : (//) 旅行代金の払戻し
- No.7 : (//) 団体・グループ契約
- No.8 : (//) 旅程管理
- No.9-1 : (//) 旅行業者の責任① - 損害賠償責任 -
- No.9-2 : (//) 旅行業者の責任② - 特別補償責任 -
- No.9-3 : (//) 旅行業者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No.10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No.10-2 : (//) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No.10-3 : (//) 団体・グループ契約～責任

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| No.11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い - | 本資料に掲載 |
| No.11-2 : (//) - 補償金が支払われない場合 - | |
| No.11-3 : (//) - 補償金等の種類及び相互の関係 - | |

- No.11-4 : (//) - 携帯品損害補償 -
- No.11-5 : (//) - その他の問題 -
- No.12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No.12-2 : (//) 契約の変更～責任
- No.13 : 旅行相談契約
- No.14 : 渡航手続代行契約

第2篇 モデル宿泊約款

- No.1 : 適用範囲～契約成立
- No.2 : 契約の解除
- No.3 : 宿泊の登録～責任

第3篇 貸切バス約款

- No.1 : 総則～乗車券の取扱い
- No.2 : 運賃及び料金
- No.3 : 特殊な取扱い
- No.4 : 責任及びバス会社と旅行業者の関係

第4篇 フェリー標準運送約款

- No.1 : 適用範囲～運航の中止
- No.2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No.3 : 払戻し～賠償責任

第5篇 国内航空運送約款

- No.1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No.2 : 旅客運送
- No.3 : 手荷物運送
- No.4 : 責任

No. 11-1：別紙特別補償規程① - 補償金等の支払い -

別紙特別補償規程とは、標準旅行業約款の一部で「募集型企画旅行契約の部」と「受注型企画旅行契約の部」に共通の規定です。No.9-2で見たように、旅行業者は企画旅行参加中の旅行者が、企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に損害を被ったときは、**故意または過失の有無に関わりなく**、その損害を補償しなければなりません。

これでは旅行業者の負担が大きすぎますね。

そこで旅行業者はこれに備えた保険（旅行特別補償保険）に加入が義務付けられ、補償金はそこから支払われます。

1. 旅行業者の支払い責任

旅行業者は、企画旅行に参加する旅行者が、その**企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故**によって**身体に傷害**を被ったときに、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（これらを「補償金等」といいます。）を支払います。

2. 企画旅行参加中とは

- ① 旅行者が「企画旅行に参加する目的をもって旅行業者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを**開始した時**」から「最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを**完了した時**」までの期間をいいます。

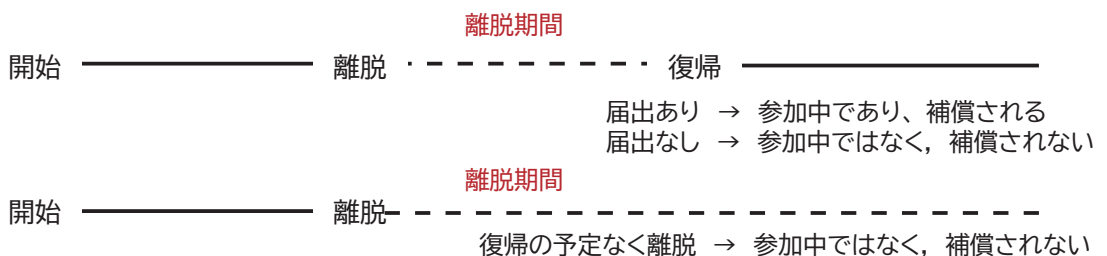
具体的には以下の通りです。

サービスの提供を受けることを開始した時	サービスの提供を受けることを完了した時
添乗員、旅行業者の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その 受付完了時	添乗員、旅行業者の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その 告げた時

添乗員が不在など、受付・解散の告知が行われないうち、最初又は最後の運送・宿泊機関等が

	開始	完了
航空機であるとき	乗客のみが入場できる飛行場構内における 手荷物の検査等の完了時	乗客のみが入場できる飛行場構内からの 退場時
船舶であるとき	乗船手続の完了時	下船時
鉄道であるとき	改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時	改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
車両であるとき	乗車時	降車時
宿泊機関であるとき	当該施設への 入場時	当該施設からの 退場時
宿泊機関以外の施設であるとき	当該施設の利用手続終了時	当該施設からの退場時

- ② ただし、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ旅行業者に**届け出ることなく離脱**したとき又は**復帰の予定なく離脱**したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」ではありません。



- ③ 企画旅行日程に、旅行者が旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対し補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはしません。「無手配日」ともいいます。

4泊5日のツアー

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
運送・宿泊サービスを提供	市内観光サービスを提供	無手配日	無手配日	運送サービスを提供

3日目と4日目は補償しない。

2. 傷害とは

傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。フグやキノコの毒は細菌ではないので含まれます。

No. 11-2：別紙特別補償規程② - 補償金等を支払わない場合 -

補償金等は、旅行業者に故意または過失がなくても支払われます。よって支払われるケースは無数にありえます。そこで、約款は例外的に支払われない場合を規定し、それ以外は支払われるとされています。支払われない場合は理由により次のように4つに分類されています。

1. 傷害が次の事由によるとき

1. 旅行者の故意。（ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではない。）
2. 死亡補償金を受け取るべき者の故意。（ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではない。）
3. 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。（ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではない。）
4. 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。（ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではない。）
5. 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。（ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではない。）
6. 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。（ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、このかぎりではない。）
7. 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。（ただし、旅行業者の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではない。）

また、原因を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対しても、補償金等を支払いません。

2. 国内旅行で傷害が次の事由によるとき

1. 地震、噴火又は津波
2. 前述の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

これらは被害が甚大で、旅行用の保険ではカバーでないとされています。

3. 旅行日程に含まれていない危険な運動をしたとき

1. 旅行者が以下の運動を行っている間に生じた傷害

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル等の登山用具を使用するもの）
 リュージュ ボブスレー スカイダイビング ハンググライダー 搭乗
 超軽量動力機（モーターハンググライダー等）搭乗
 ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

2. 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行又は試運転をしている間に生じた傷害。（ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金を支払います。）

ただし、前記の行為が旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しても、補償金を支払います。

〇〇高原でハンググライダーのツアー

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
出発	ハンググライダー体験	ハンググライダー体験	自由行動日	帰着

このツアー中に旅行者が、4日目の自由行動日にハンググライダーに搭乗して障害を被った場合には、補償の対象になります。

4. 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が以下にあたる時

1. 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業等の反社会的勢力に該当すると認められること。
2. 反社会的勢力に対して資金等を提供、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
4. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

No. 11- 3 : 別紙特別補償規程③ - 補償金等の種類及び相互の関係 -

旅行業者が支払う補償金等は 2 つの補償金と、2 つの見舞金があります。

1. 補償金等の種類

a. 死亡補償金

旅行業者は、旅行者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から **180 日以内**に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては **2,500 万円**、国内旅行を目的とする企画旅行においては **1,500 万円**（これらを「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。

b. 後遺障害補償金

① 旅行業者は、旅行者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から **180 日以内**に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。）が生じた場合は、旅行者1名につき、**補償金額**に下記に掲げる**割合を乗じた額**を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

（後遺障害保証金の例）

一 眼の障害	
(一) 両眼が失明したとき。	100%
(二) 一眼が失明したとき。	60%
(三) 一眼の矯正視力が〇・六以下となったとき。	5%
(四) 一眼の視野狭窄となったとき。	5%
二 耳の障害	
(一) 両耳の聴力を全く失ったとき。	80%
(二) 一耳の聴力を全く失ったとき。	30%
(三) 一耳の聴力が五〇センチメートル以上では通常の話声を解せないとき。	5%
三 鼻の障害	
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%

以下 腕、脚、指などの傷害が続く

（例）国内旅行で、一眼が失明したとき $1,500 \text{ 万円} \times 60\% = 900 \text{ 万円}$

- ② 旅行者が事故の日から 180 日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、事故の日から **181 日目**における医師の診断に基づき**後遺障害の程度を認定**して、後遺障害補償金を支払います。
- ③ 同一事故により**2種以上**の後遺障害が生じた場合には、その各々に対し前記の表を適用し、その**合計額**を支払います。ただし、旅行業者が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって**限度**とします。重複しても、上限は 1,500 万円または 2,500 万円ということです。
- ④ 旅行者が、後遺障害補償金が支払われたのちに死亡した場合は、補償金額から既に支払った後遺障害補償金の額を**控除した残額**を支払います。

（例）国内旅行に参加した旅行者が、一眼を失明し後遺障害補償金が支払われたのちに死亡した場合 $1,500 \text{ 万円} - (1,500 \text{ 万円} \times 60\%) = 600 \text{ 万円}$ が死亡補償金の額になる。

c. 入院見舞金

- ① 旅行業者は、旅行者が傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、その**入院日数に対し**、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(入院見舞金)

入院日数	海外旅行	国内旅行
入院日数180日以上 の 傷害を被ったとき。	40万円	20万円
入院日数90日以上180日未満 の 傷害を被ったとき。	20万円	10万円
入院日数7日以上90日未満 の 傷害を被ったとき。	10万円	5万円
入院日数7日未満 の 傷害を被ったとき。	4万円	2万円

この額は入院費用や治療費をカバーするものではなく、お見舞いの気持ちを表すものです。よって、補償金ではありません。また、額は覚える必要はありません。

- ② 旅行者が**入院しない場合**においても、下記のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、**入院日数とみなされます**。

- ・両眼の矯正視力が〇・〇六以下になっていること。
- ・そしゃく又は言語の機能を失っていること。
- ・両耳の聴力を失っていること。
- ・両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- ・一下肢の機能を失っていること。 など。

d. 通院見舞金

- ① 旅行業者は、旅行者が傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合において、その通院日数が**3日以上**となったときは、**通院日数に対し**、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 **これも、治療のための費用ではありません**。

(通院見舞金)

通院日数	海外旅行	国内旅行
通院日数90日以上 の 傷害を被ったとき。	10万円	5万円
通院日数7日以上90日未満 の 傷害を被ったとき。	5万円	2万5千円
通院日数 3日以上 7日未満 の 傷害を被ったとき。	2万円	1万円

- ② 旅行者が**通院しない場合**においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと旅行業者が認めるときは、その状態にある期間については、規定の適用上、**通院日数とみなされます**。
- ③ 旅行業者は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

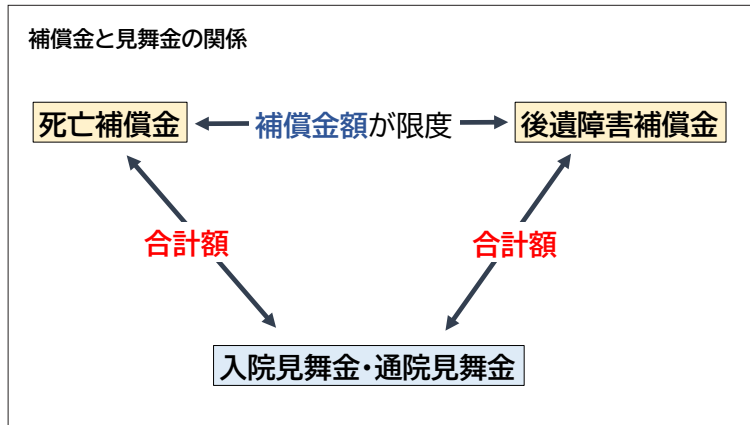
2. 補償金と見舞金の相互の関係

I) 死亡補償金と後遺障害補償金が重複する場合

前述 (p. 5) のように、合計額は支払われず、補償金額 (1,500万円または2,500万円) が**限度**になります。

II) (死亡・後遺障害) 補償金と(入院・通院) **見舞金**

旅行者1名について(死亡・後遺障害)補償金と(入院・通院)見舞金とを重ねて支払うべき場合には、その**合計額**を支払います。



3. 入院見舞金と通院見舞金の関係

旅行業者は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、次の計算による見舞金のうちいずれか**金額の大きいもの**のみを支払います。 頻出事項です。

- a. 入院日数に対し支払うべき**入院見舞金**
- b. **通院日数に入院日数を加えた日数**を通院日数とみなした上で、その日数に対し支払うべき**通院見舞金**

(例1)

国内旅行で傷害を負い、入院10日の後、通院10日の場合

- a. **5万円** (10日の入院)
- b. 2万5千円 (10+10=20日の通院)

(例2)

国内旅行で傷害を負い、5日の入院の後、3日の通院の場合

- a. 2万円 (5日の入院)
- b. **2万5千円** (5+3=8日の通院)

日数	入院見舞金	通院見舞金
7日以上 90日未満	5万円	2万5千円
7日未満 (通院は3日以上)	2万円	1万円

[Check Test No. 11 - 1]

1. 特別補償規程に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 特別補償規程において、旅行業者は、旅行参加中の旅行者が一定の身体の傷害を被ったときは、故意又は過失がなくても補償金等を支払うことがある。()
- (2) 特別補償規程において、旅行者が、旅行参加中に離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ旅行業者に届け出ていたときは、離脱期間であっても旅行参加中と取り扱われる。()
- (3) 特別補償規程において、添乗員その他が受付を行わない場合、最初の運送・宿泊機関等が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物検査等の完了時」から、企画旅行参加中となる。()
- (4) 特別補償規程において、添乗員その他が受付を行わない場合、最初の運送・宿泊機関等が宿泊機関等であるときは、「宿泊手続の完了時」から、企画旅行参加中となる。()
- (5) 特別補償規程において、細菌性食物中毒は傷害にあたる。()

[Check Test No. 11 - 2]

1. 特別補償規程に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 特別補償規程において、旅行者の傷害が「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの」であるときは、補償金等は支払われない。()
- (2) 特別補償規程において、旅行者が酒によって正常な運転ができず事故を起こした場合、同乗していた他の旅行者についても補償金等は支払われない。()
- (3) 特別補償規程において、国内旅行参加中の旅行者の傷害が地震の混乱によるものであるときは、補償金等は支払われない。()
- (4) 特別補償規程において、旅行者が自由時間にハンググライダーの体験をして傷害を負ったときは、いかなる場合でも補償金等は支払われない。()
- (5) 特別補償規程において、傷害を被った旅行者が暴力団等の反社会的勢力に該当すると認められたときは、補償金等は支払われない。()

[Check Test No. 11 - 3]

1. 特別補償規程に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 死亡補償金は、旅行者が傷害を被りその直接の結果として事故の日から 180 日以内に死亡した場合に支払われる。()
- (2) 死亡補償金の額は、海外旅行を目的とする企画旅行においては 1,500 万円である。()
- (3) 後遺障害補償金は、補償金額に一定の割合を乗じた額で算出する。()
- (4) 後遺障害補償金が支払われた後に、旅行者が死亡したときは、後遺障害補償金と死亡補償金の合計額が支払われる。()
- (5) 入院見舞金は、傷害を被った旅行者が入院した場合のみに支払われる。()
- (6) 通院見舞金は、事故の日から 180 日を経過した後の通院には支払われない。()
- (7) 死亡補償金と入院見舞金の支払い条件に該当するときは、両方の合計額が支払われる。()
- (8) 入院見舞金と通院見舞金の支払い条件に該当するときは、両方の合計額が支払われる。()

Check Test 解答・解説

No. 11 - 1

- (1) ○：正しい内容です。旅行業者は**故意又は過失がなくても**、一定の傷害について要件を満たせば、補償金等を支払います。
- (2) ○：その通りです。離脱と復帰の予定日時を**届け出ていれば参加中**、届け出ていなければ参加中にはなりません。
- (3) ○：その通りです。この時点以降の傷害が補償の対象になります。
- (4) ×：最初のサービス提供機関が宿泊機関であるときは、「**入場時**」からが参加中になります。
- (5) ×：**細菌性食物中毒**は傷害から除かれています。

No. 11 - 2

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：運転していた旅行者については補償金等は支払われませんが、同乗していた**他の旅行者**については補償金が支払われます。
- (3) ○：その通りです。**国内旅行**であることに注意しましょう。
- (4) ×：ハングライダーの体験が**旅行日程**に含まれていたときは、**自由時間中の事故**であっても補償金等は支払われます。
- (5) ○：その通りです。

No. 11 - 3

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：海外旅行を目的とする企画旅行の死亡補償金の額は**2,500万円**です。
- (3) ○：その通りです。補償金額（2,500万円又は1,500万円）に障害の程度に応じて一定の率が定められています。
- (4) ×：後遺障害補償金と死亡補償金は合計額が支払われることはなく、**補償金額**（死亡補償金）が限度になります。
- (5) ×：入院していなくても、一定の症状があり、医師の治療を受けた場合には入院していなくても入院日数と**みなされる**ことがあります。
- (6) ○：その通りです。
- (7) ○：その通りです。補償金と見舞金は両方の**合計額**が支払われます。
- (8) ×：入院日数と通院日数により、2つの計算方法があり、**高額な方**が支払われますが、両方の合計額ではありません。